

福岡市立病院機構院内保育所運営業務委託提案競技実施要領

1 業務概要

(1) 委託業務名

福岡市立病院機構院内保育所運営業務委託

(2) 業務内容

「福岡市立病院機構院内保育所運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

ただし、業務期間満了の日の6ヶ月前までの双方いずれかから文書をもって本業務を終了する旨の通知がないときは、業務期間満了の日の翌日から1年間業務を更新するものとし、以後この例によるものとする。（最長令和11年3月31日まで）

(4) 履行場所

福岡市東区香椎照葉五丁目1番1号 かもめ保育園

(5) 契約上限金額

41,752,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 契約保証金

契約締結前に、原則、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納入することとする

(7) 担当部署

地方独立行政法人福岡市立病院機構 運営本部法人運営課

〒813-0017 福岡市東区香椎照葉五丁目1番1号

電話：092-692-3422 FAX：092-682-7300

E-mail：fcho.honbu@fcho.jp（法人運営課）担当：玉野、藤

2 事業者の評価方法

公募型による提案競技（プロポーザル方式）

3 スケジュール

内容	期間・期限等
(1) 公告日	令和7年12月5日（金）
(2) 関係資料の交付期間	公告日から令和7年12月25日（木）17時まで
(3) 質問受付期限	令和7年12月17日（水）17時まで
(4) 質問回答日（ホームページに掲載）	令和7年12月23日（火）（予定）
(5) 参加申込書の受付期限	令和7年12月25日（木）17時まで
(6) 参加資格審査結果の通知	令和8年1月8日（木）
(7) 提案書受付期限	令和8年1月16日（金）17時まで
(8) プrezentation	令和8年1月27日（火）（予定）
(9) 審査結果の発表及び通知	令和8年1月下旬（予定）

4 参加資格要件

本提案競技の参加資格は、参加申込日において次の要件を満たす法人とする。

- (1) 参加申込書提出時において、地方独立行政法人福岡市立病院機構契約規程第2条第1項及び第2項に該当する者でないこと。

※ 契約規程が掲示されているホームページアドレス

<https://www.fcho.jp/about/regulation>

- (2) この提案競技の公告日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がないこと。

※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案競技の公告日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しないこと。

- (4) 福岡市内において本店又は支店、営業所等を有する者であること。

- (5) 認可保育施設又は認可外保育施設の運営（業務委託契約による運営を含む）実績が3年以上であること。

- (6) 福岡市の市税に滞納がないこと。（福岡市での市税納税義務がない場合は、本店所在地の市町村税に滞納がないこと。）

- (7) 法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

- (8) 参加申込書提出期限の日及び入札期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。

- (9) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (10) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と関係する者でないこと。

※ 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格（評価対象からの除外）とする。

①評価委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めるこ。

②他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

③最優秀提案者決定までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示すること。

④提案書類に虚偽の記載を行うこと。

⑤その他評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

また、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当したと判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

5 資料の交付

(1) 交付資料

資料1	福岡市立病院機構院内保育所運営業務委託提案競技実施要領
資料2	福岡市立病院機構院内保育所運営業務委託仕様書
参考資料1	保育所図面

(2) 交付期間

公告の日から令和7年12月25日（木）17時まで

(3) 交付方法

資料1、資料2は、機構ホームページ（<http://www.fcho.jp/>）にて公表する。参考資料1は、「病院図面等借用申請書兼機密保持誓約書」（様式第6号）を提出した者に配布する（提出先は、1（7）と同じ）。

6 本業務に関する質問及び回答

本業務の内容に関する質問がある場合は、令和7年12月17日（水）17時まで、「質問書」（様式第1号）により「1 業務概要（7）担当部署」に記載のアドレスへ電子メールにて問い合わせること。

なお、質問書を提出した際は「1 業務概要（7）担当部署」に記載の電話番号に連絡すること。

質問に対する回答は、質問事業者名を伏せたうえ、令和7年12月23日（火）に、福岡市立病院機構ホームページ（<http://www.fcho.jp/>）に公表するものとし、電話及び口頭での個別の回答は行わない。

質問に対する回答は、提案競技実施要領及び委託仕様書（案）の追加または修正とみなすものとする。

7 参加申し込み

(1) 提出書類

提出書類	様式	部数
① 参加申込書	様式第2号	1部
② 参加資格確認書	様式第3号	1部
③ 会社概要	様式自由（パンフレットでも可）	1部
④ 業務実績調書※1	様式第4号	1部
⑤ 登記事項証明書	法務省発行の現在事項全部証明書※2	1部
⑥ 市町村税を滞納していないことの証明書	市町村発行の納税証明書※3	1部
⑦ 法人税、消費税および地方消費税納税証明書	本社所在地所轄の税務署発行の納税証明書（その3）※4	1部
⑧ 暴排条例に関する誓約書	様式第5号	1部

⑨ 直近2年分の財務諸表の写し	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し※ ⁵	1部
⑩ 病院図面等借用申請書兼機密保持誓約書	様式第6号	1部
⑪ 誓約書	様式第11号	1部

※1 契約書（契約期間、委託者、業務内容等が確認できるページ）の写しを添付すること。

※2 履歴事項全部証明書の提出でも可。

※3 市内に主たる事務所を有する者は「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。それ以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

※4 本社所在地所轄の税務署発行の納税証明書(その3の2)または、(その3の3)の提出でも可。

※5 NPO法人の場合は、事業報告書等、活動計算書、貸借対照表、注記、財産目録の写しを提出すること。

(2) 提出期限

令和7年12月25日（木）17時（必着）

(3) 提出先

1 (7) に同じ

(4) 提出方法

PDF形式（ファイル名は、「(提出年月日)_(提案者名)_参加申込書」とする。）により、電子メールで提出すること（送付後は必ずその旨電話連絡を行うこと）

また、原本については、持参又は郵送（特定記録または簡易書留）により提出すること。

※ 持参の場合の受付時間は、平日9時から17時まで

(5) 参加資格審査結果通知

参加資格確認書等に基づいて参加資格審査を行い、その結果を令和8年1月8日（木）までに通知する。

また、併せて受付コードを通知するので、提案書等には必ずこのコードを記入すること。

8 提案書の提出

(1) 提出書類

提出書類	様式	部数
① 提案書	様式第7号	10部
② 見積書（※1）	様式第8号	1部
③ 見積内訳書（※2）	様式第9号-①～⑤	1部
④ 業務責任者（園長）候補者の履歴書	様式自由	1部

※1 別紙「見積条件」を基に、令和8年度から令和10年度の見積金額（税抜き）を年度別に算出すること。

※2 令和8年度から令和10年度の見積金額について、人件費と運営に必要な経費を明

確に区分し、それぞれ見積根拠を示すこと。

(2) 提出期限

令和8年1月16日（金）17時（必着）

(3) 提出先

1 (7) と同じ

(4) 提出方法

PDF形式（ファイル名は、「(提出年月日)_(受付コード)_提案書」とする。）により、電子メールで提出すること（送付後は必ずその旨電話連絡を行うこと）。

また、原本については、持参又は郵送（特定記録または簡易書留）により提出すること。

※ 持参の場合の受付時間は、平日9時から17時まで

(5) 提案書の作成要領

- ① 提案書は、別添の様式を使用して作成し、A4縦長横書き、両面印刷とすること。
- ② 提案書には提案者名は記載せず、参加資格の審査結果通知時に機構からお知らせする受付コードを必ず記載すること。
- ③ フォントサイズは、最小10ポイント（図・イラスト内では最小8ポイント）とすること。
- ④ 頁数は10頁以内とし、作成した全頁の下部に通し番号を記載すること。
- ⑤ 見積書には、見積額は消費税及び地方消費税込みの金額を記載することとし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- ⑥ 提案書には、全体にわたって提案者名がわかるような記述を一切しないこと。

9 提案辞退

参加申請後であっても提案を辞退することができる。

その場合は、令和8年1月16日（金）17時までに、提案競技参加辞退届（様式第10号）を提出すること。

なお、提案を辞退した場合でも他の案件での入札には一切影響しない。

10 提案の審査

(1) プрезентーションの実施

- ① プрезентーションは、令和8年1月27日（火）（予定）に実施する。
※ 時間、場所など詳細については、別途通知する。
- ② プрезентーションの時間は、1提案者あたり40分程度を予定。（プレゼンテーション20分、評価委員からの質問20分）
- ③ プрезентーションの順番は、提案書の提出順とする。
- ④ 参加人数は、1提案者あたり3名を上限とする。
- ⑤ 説明資料は、提出した提案書をもとに行うこと。
※ プrezentationに際して、パワーポイント等を使用した説明は認めるが、既に提出した提案書の内容から逸脱しないよう留意すること。なお、プレゼンテーションで示された提案内容は提案書と同様、すべて見積額の範囲内で対応できるものとして取り扱うので、留意すること。（プレゼンテーションで使用するパソコン及

びプロジェクトについては提案者で準備すること。)

(2) 審査方法

福岡市立病院機構院内保育所運営業務委託業者評価委員会を設置し、提出された提案書及びプレゼンテーションを踏まえ、審査基準に基づいて審査を実施し、委託業者の候補者を選定する。

(3) 審査基準

① 審査項目、審査内容及び配点

審査項目	審査内容	実績点	内容点	価格点
1. 実績		10		
	①類似業務(病床数200床以上の病院の院内保育所)の受託実績の有無 ②福岡市内における受託実績に応じて、以下の点数を付与する。 □1~2件(1点) □3~4件(2点) □5件以上(3点) ③夜間保育の受託実績の有無	(5) (3) (2)		
2. 保育所運営理念、方針			5	
	院内保育所を運営するにふさわしい保育理念及び院内保育所としての性格を理解した運営方針を有しているか。		(5)	
3. 保育内容			16	
	①各年齢に沿った保育指導計画となっているか。 ②1日の保育の流れ、年間行事予定は妥当か。 ③延長保育、一時保育、夜間保育の考え方、適切な実施が可能か。		(6) (5) (5)	
4. 給食の提供			6	
	①給食、おやつの提供は適切か。 ②離乳食やアレルギー対応食への対応は適切か。		(3) (3)	
5. 職員配置			16	
	①職員配置及び勤務体制の計画は適切か。 ②職員確保に関する具体的な計画を確立しているか。また、雇用形態等は適切か。		(8) (8)	
6. 職員研修、健康管理			6	
	①職員研修に対する取り組み内容及び考え方 ②職員の健康管理に対する取り組み内容及び考え方		(3) (3)	
7. 安全管理、健康管理、衛生管理			10	
	①事故及び災害発生時の対応及び事故防止のための取り組みはどうか。 ②園児の健康管理、衛生管理は適切かどうか。また園児に異常がある場合の対応は適切か。		(5) (5)	
8. 保護者への対応			3	
	保護者からの要望や苦情に適切に対応可能であるか。		(3)	

9. 個人情報管理		3	
個人情報の保護等、情報管理に対する取り組み内容及び考え方は適切か。		(3)	
10. 独自性		5	
運営にあたって独自の事業や特色ある提案があるか		(5)	
11. 見積金額			20
合計	10	70	20

② 実績点は、業務実績調書の実績より算出する。

③ 内容点は、以下の方法により算出する。

●提案書の各審査項目について、各委員のつけた得点の合計を、委員数で除する。

(小数点以下2桁目で四捨五入する。)

●その後、各審査項目の得点の合計を内容点（満点70点）とする。

※なお、提案書及びプレゼンテーションにおいて、提案者より示された提案内容に関しては、すべて提案見積金額の範囲内で実現できる内容と判断するので留意すること。

④ 価格点は、以下の方法により算出する。

●最低見積金額（総額）を提示した提案者を満点（20点）とし、その他各提案者の見積金額を基に、以下の計算式にて決定する。

(計算式) 価格点=20点×(最低見積金額(総額))／当該提案者の見積金額(総額))

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年1月下旬（予定）までに参加者全員に通知する。

(4) 結果通知後の手続き

- ① 「総合評価点（=実績点+内容点+価格点）」の最も高い最優秀提案者を第一交渉権者として、地方独立行政法人福岡市立病院機構会計規程及び契約規程に基づき契約交渉を行う。
- ② 「総合評価点」が同点の提案が2つ以上ある場合は、「内容点」「実績点」の順で点数が高い最優秀提案者を第一交渉権者とし、「実績点」「内容点」「価格点」のいずれも同点の場合は、当審査に関係のない職員によるくじにより決定する。
- ③ 第一交渉権者と契約締結に至らない場合は、次点の事業者と契約交渉を行う。

1.1 その他の留意事項

- (1) 提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 審査結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (3) 参加申込後、提案書の提出期限までに提出がない場合は、棄権とみなす。
- (4) 提出された提案書等一切の書類は返却しない。なお、提出された書類を無断で本件の目的以外に使用することはない。ただし、公平性、透明性及び客観性を確保するため必要がある時は、公表することがある。
- (5) 提案書は、本提案競技に必要な範囲において、複製をすることがある。
- (6) 提案書の提出期限以降における提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(別紙)

見積条件

次の見積条件を基に、令和8年度から令和10年度の見積金額（税抜き）を年度別で算出すること。また、人件費と運営に必要な経費を明確に区分し、それぞれ見積算出根拠を示すこと。（様式第12号にかかるもの以外は、様式第9号の下段に記入のこと。）

(1) 保育日数

【令和8年度】

(単位：日)

区分			保育日数				
			4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	年間計
基本保育	月～金	7:00～ 18:00	61	61	60	59	241
	土日祝		30	31	29	28	118
延長保育	月～日祝	18:00～ 21:00	91	92	89	87	359
夜間保育	毎週水	21:00～ 翌7:00	13	14	12	13	52

【令和9年度】

(単位：日)

区分			保育日数				
			4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	年間計
基本保育	月～金	7:00～ 18:00	61	62	60	60	243
	土日祝		30	30	29	28	117
延長保育	月～日祝	18:00～ 21:00	91	92	89	88	360
夜間保育	毎週水	21:00～ 翌7:00	13	13	12	13	51

【令和10年度】

(単位：日)

区分			保育日数				
			4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	年間計
基本保育	月～金	7:00～ 18:00	62	61	61	58	242
	土日祝		29	31	28	29	117
延長保育	月～日祝	18:00～ 21:00	91	92	89	87	359
夜間保育	毎週水	21:00～ 翌7:00	13	13	13	12	51

※夜間保育は、実際の利用時間は16:00～翌10:00で実施しているが、ここでは全て21:00～翌7:00までの利用申し込みがあったものとして条件を設定している。

(別紙)

(2) 想定保育児数

【4月～6月】

(単位：人)

区分		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児～	合計
基本保育	月～金	2	5	4	0	3	14
	土日祝	1	3	4	1	3	12
延長保育		1	1	1	1	1	5
夜間保育		1	1	1	1	1	5

【7月～9月】

(単位：人)

区分		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児～	合計
基本保育	月～金	3	5	4	0	3	15
	土日祝	1	4	3	1	2	11
延長保育		1	1	1	1	1	5
夜間保育		1	1	1	1	1	5

【10月～12月】

(単位：人)

区分		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児～	合計
基本保育	月～金	3	3	3	0	3	12
	土日祝	2	2	3	1	2	10
延長保育		1	1	1	1	1	5
夜間保育		1	1	1	1	1	5

【1月～3月】

(単位：人)

区分		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児～	合計
基本保育	月～金	6	5	2	0	3	16
	土日祝	4	3	3	1	1	12
延長保育		1	1	1	1	1	5
夜間保育		1	1	1	1	1	5

※現段階での想定数であり、実際の運用段階では異なることがある。